

労使間のトラブル

『労働委員会のあっせん制度』

で解決できます



あっせんとは公益、労働者、使用者を代表する経験豊富な**3名のあっせん員**が、当事者双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。



あっせん員は、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者、経営者団体役員など）から構成される労働委員会委員から、労働委員会会長が指名します。



制度は**非公開**です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、**秘密が漏れることはありません**。安心してご利用ください。

あっせんの特徴

- ① 簡易…申請の際に必要な書類が裁判などに比べて少なく、開催回数は原則1回です。
- ② 迅速…裁判などに比べて**短期間で解決**できます。
- ③ 無料…手続きにかかる費用は**無料**です。
- ④ **労働者、使用者どちらからでも申請**できます。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606